

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件

控訴人 石丸 勇 外

被控訴人 佐世保市 外1名

(控訴)準備書面2

令和3年3月10日

福岡高等裁判所 第1民事部 御中

被控訴人佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口雅司

弁護士 藤井大祐



第1 控訴人ら準備書面(2)に対して

控訴人らは、その準備書面(2)においても、福島第一原発事故に関するいわゆる生業訴訟判決を引用した主張を重ねている。

しかしながら、答弁書でも言及したとおり、同訴訟の原審・控訴審とも、結局のところ、「平穏生活権侵害」といえるためには、受忍限度を超えるような違法な侵害の発生を前提としており^{*1}、土地収用法に基づく適法な収容を行う本件とは前提が異なる。また、生業訴訟が、「平穏生活権侵害」を根拠として、(本来は高度の違法性を求められる)差し止めを認めたわけでもない。すなわち、本件とは全く前提が異なるのである。

なお、控訴人らは、違法性に関し、仮に石木ダム工事の必要性が認められ、土地・建物・立木・動産・営業等に関する補償がなされたとしても、「平穏生活権」については土地収用法により補償されていないから、「平穏生活権」を侵害する石木ダム工事は違法であるなどとも主張する(控訴人ら準備書面(2)21頁以下)。しかし、土地収用法及び損失補償基準において、かかる「平穏生活権」に対する補償など定められていないことは、改めて言及するまでもなく、このような主張はもはや土地収用法に関する立法論であって、反論の必要性は認められない。

*1 生業訴訟第一審判決では、平穏生活権侵害の成否の判断枠組みとして、「放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」と言及され、この判断は同訴訟控訴審でも踏襲されている。

第2 控訴人らの控訴審第4準備書面に対して

また、控訴人らは、その控訴審第4準備書面において、利水の点に関する主張をするが、これに対する被控訴人佐世保市の反論としては、(控訴)準備書面1においてほぼ尽くしているところである。

もっとも、控訴人ら控訴審第4準備書面に関して、誤っていると思われる点については、以下、念のため指摘しておく。

1 厚生労働省の国庫補助継続の判断は実質的審査を伴っていること

控訴人らは、本件事業の再評価にかかる厚生労働省の国庫補助継続の判断について「形式的な問題点がないかを検討するだけであり、その実質的内容については審査しない」旨主張している（控訴人ら控訴審第4準備書面2頁）。

しかし、「水道施設整備事業の評価実施要領等 解説と運用」（甲B48）では、「厚生労働省は、事業者から報告された事前評価及び再評価の内容について確認し、疑義があれば事業者と調整し、必要に応じて修正する」、「厚生労働省は、評価の内容（略）を踏まえて対象事業の必要性、効率性又は有効性等の観点から、（略）再評価においては継続の必要性の有無について判断する」（甲B48・6頁）などと言及されている。

すなわち、再評価制度は、厚生労働省が事業の必要性等に関して実質的な審査を行い、国庫補助支出の可否の判断がなされる枠組みとなっている。

よって、事業再評価に伴う令和元年度水需要予測に対して厚労省が国庫補助金を継続したことは、本件ダム事業の適法性のみならず、その必要性・妥当性を推認する有力な間接事実となることは明らかである。

2 水道法においても非常時の対応が求められていること

控訴人らは、水道法15条2項を引用して「非常時の対応ができないことは水道法に違反することになるわけではない」などと主張している（控訴人ら控訴審第4準備書面2頁以下）。

しかしながら、水道法5条（施設基準）において「貯水施設は、渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。」という要件を備えるものでなければならぬと定められ、同条の逐条解説（丙1・180頁）では、「貯水施設は、渴水時（計画上で想定されたものをいう。一般には10年に1回程度の頻度で生じうるもののが想定されることが多い。）においても、計画給水量に対応した必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものでなければならぬ」とされている。

また、水道事業者の給水義務を定める水道法15条2項において、「水

道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、(略)災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。(略)と規定し、同条の逐条解説(丙1・337頁)においては「常時給水の義務を解除する『正当な理由』とは、給水の停止が、異常渇水によるものほか災害、停電等(以下略)とされている。

すなわち、水道法15条2項の定めるような場合でない限り、水道事業者は、少なくとも計画上想定される渇水時においても対応できる貯水施設の施設能力が求められていることは水道法上明らかであり、「非常時の対応ができないことは水道法に違反することになるわけではない」との控訴人らの主張は誤解を招くものと言わざるを得ない。

3 安全率について～「利用量率」は控訴人ら独自の見解である

なお、控訴人らは、「利用量率」は日本水道協会発行の「水道統計」に記載された項目であるなどと主張している(控訴人ら控訴審第4準備書面11頁)。この点、確かに同書の統計項目として「取水利用量率」との記載があるが、これは「年間給水量／年間取水量×100」で示される比率で、浄水過程で生じるロスにより、取水した原水がどの程度有効に利用されているかを算定する統計上の概念に過ぎず、設計指針上には何らの記載もない。

すなわち、水道施設設計指針における計画取水量算定(丙2・53頁)は「計画取水量は、計画1日最大給水量に10%程度の安全を見込んで決定することを標準とする。」とされ、その解説においても、「計画一日最大給水量と取水から浄水処理までの損失水量等を考慮して定める。一般的には、計画一日最大給水量に10%程度の安全を見込んだ計画とすることが適切である。」(傍点引用者)とされ、この安全率の設定は、(ア)損失水量^{*1}のみならず、(イ)水利使用許可の不安定性^{*2}なども考慮されているのである。

つまり、水道統計記載の「取水利用量率」という概念(上記(ア)損失水量に対応する)は、設計指針で標準値を10%とする「安全率」を

*1 「損失水量には、取水地点から浄水場に至る各施設からの漏水や浄水処理過程における作業用水、スラッジ、蒸発によるものなどがあり、その水量は、各施設の状況や浄水処理の方法などによって異なる。」(丙2・53頁)。

*2 「また、計画一日最大給水量が日量(㎥/日)を単位としているのに対し、水利使用許可における取水量は毎秒あたりの取水可能量(㎥/s)であるため、河川等の流況によっては、満量取水できないことがある。計画取水量の決定にあたっては、このことに対する安全を見込むことも検討する」(丙2・53頁)。

構成している要素の一部にすぎず、「安全率」はそれ以外にも（イ）水利使用許可の不安定性なども考慮した上で設定されているのである。

そして、令和元年度水需要予測は、「設計指針が標準値として示している安全率10%を適用して計画取水量を算定」している（甲B59・65頁）。

これとは別途独自に「利用量率」なる概念を措定して計画取水量を算定することなど、設計指針は想定していない。それゆえ、控訴人らの主張は独自の見解と言わざるを得ないのである。^{*1}

第3 総括

以上のとおり、控訴人らの主張はいずれも理由がなく、既に双方の主張は尽くされていると考えられるので、早期の結審を求める。

以上

^{*1} なお、控訴人ら第1準備書面35頁では、事業再評価（甲B59）65頁の記載が引用されているが、同準備書面の引用も、証拠上「安全率」とされている記載が、なぜか「利用量率（10%は安全率）」との記載にすり替わっている。